# 川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱

昭和62年4月制定 平成9年4月一部改正 平成16年4月一部改正 平成21年4月一部改正 平成28年4月一部改正 平成30年4月一部改正 令和3年3月一部改正

川崎市

# ワンルーム形式集合住宅等を 建築する方へのお願い

本市では、昭和62年に「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」を制定し、 良好な居住環境の確保と管理の明確化を図ってまいりましたが、近年のワンルームマンション建設が急増している実態等があること、また入居者によるマナーや管理に対する近隣 住民の不安や、地域コミュニティの希薄化の懸念等があることに対し、柔軟かつ迅速な対 応が求められております。

そこで、周辺環境と調和した良好な居住環境の整備を誘導するため、最低住戸専用面積の引き上げや、建物規模に応じた適切な管理を誘導するため、住戸数に応じた管理体制の基準見直し、及び近隣住民と入居者との良好な関係の構築を誘導するために建築主等が努める取組に関する事項を追加するなどの見直しを行い、要綱を改正しました。(平成28年9月1日施行)

建築主等の皆様には、是非この要綱を御理解いただき、今後とも住みよいまちづくりを 推進するために御協力をお願いいたします。

令和3年3月

川崎市まちづくり局

問い合わせ先

まちづくり局指導部建築指導課誘導促進担当 044-200-3088

# 目 次

1	川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱 ・・・・・・・・・・	1
2	様式	
	(1) 第1号様式 ワンルーム形式集合住宅等建築計画書(変更) ・・・	9
	(2) 第2号様式 ワンルーム形式集合住宅等建築計画のお知らせ・1	Ο
	(3) 第3号様式 標識設置届 ・・・・・・・・・・・1	1
	(4) 第4号様式 説明報告書 ・・・・・・・・・・・1	3
	(5) 第5号様式 緊急連絡先表示板 ・・・・・・・・・・1	5
	(6) 第6号様式 工事完了届 ・・・・・・・・・・・1	6
	(7) 参考様式 管理状況報告書 ・・・・・・・・・・・1	7
3	川崎市ワンルーム形式集合住字等建築指道要綱施行細目 ・・・・・1	8

# 川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ワンルーム形式集合住宅等の建築及び管理について必要な基準を定める ことにより、良好な居住環境の確保と管理の明確化を図ることを目的とする。

# (用語の意義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」 という。)によるほか、次に定めるところによる。
- (1) ワンルーム形式集合住宅等 ワンルーム形式の住戸(住室を含む。以下同じ。)を有する共同住宅、寮及び寄宿舎をいう。
- (2) ワンルーム形式の住戸 専用面積(ベランダ、バルコニー及びメーターボックスを除く。以下同じ。)が30平方メートル未満の住戸又は住室(管理人室を除く。)をいう。 ただし、住室にあっては、台所(湯沸室を含む。)、便所及び浴室(シャワー室を含む。) を設けたものに限る。
- (3) 建築主等 建築主、所有者及び建築主又は所有者からワンルーム形式集合住宅等の管理業務の委託を受けたものをいう。

### (適用の範囲)

第3条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定されている地域において、ワンルーム形式の住戸の数が、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域(以下「第一種低層住居専用地域等」という。)内にあっては10戸以上、その他の地域内にあっては15戸以上のワンルーム形

式集合住宅等(以下「ワンルーム建築物」という。)に適用する。ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅、その他これに類する高齢者専用住宅等(食堂、共同浴室、機能訓練室、相談員室等を有する等、明らかに高齢者専用住宅等として利用されることが想定されるもの)は要綱の対象としない。

2 用途地域が第一種低層住居専用地域等とその他の地域にまたがる場合は、その敷地の過半 の属する地域にあるものとみなす。

# (建築主等の責務)

第4条 建築主等は、ワンルーム建築物の建築又は管理にあたっては、第1条の目的に従い、 良好な居住環境の確保及び適正な管理に努めるものとする。

# (事前協議)

- 第5条 建築主は、第6条に規定する標識を設置する前までに、ワンルーム形式集合住宅等建築計画書(第1号様式)(以下「建築計画書」という。)を市長に提出し、協議するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年条例第29号。以下「総合調整条例」という。)の対象事業に該当する場合は、総合調整条例第12条の事業概要書を提出する前までに、又は川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年条例第48号。以下「紛争調整条例」という。)の中高層建築物に該当する場合は、紛争調整条例第9条第1項の標識を設置する前までに、建築計画書を提出し、協議するものとする。
- 3 前2項の協議事項について変更が生じた場合は、建築主は速やかにその変更についてワン

ルーム形式集合住宅等建築計画書(変更)(第1号様式)を市長に提出するものとする。

### (建築計画の事前公開)

- 第6条 建築主は、ワンルーム建築物の建築を行う場合は、建築計画の周知を図るため、当該 建築物の予定地の見やすい場所に、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する 確認の申請又は法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の14日前まで に、建築計画の概要を記載した標識(第2号様式)を設置し、速やかに標識設置届(第3号 様式)を市長に提出するものとする。
- 2 総合調整条例第13条第1項又は紛争調整条例第9条第1項の規定により標識を設置した場合においては、前項の規定による標識を設置したものとみなす。
- 3 第1項に規定する標識は、第10条の届出を提出するまで設置しなければならない。
- 4 建築主は、第1項に規定する標識を設置した場合は、建設予定地の隣接する住民に、ワンルーム建築物の建築計画及び管理等について、速やかに説明会その他適切な方法により説明を行い、その説明の内容について、市長に説明報告書(第4号様式)を提出するものとする。

# (建築に関する基準等)

- 第7条 建築主は、ワンルーム建築物を建築しようとする場合は、次の基準に適合するよう計画するものとする。
  - (1) ワンルーム形式の住戸の専用面積は、25平方メートル以上とすること。ただし、ワンルーム形式の住戸の数が20戸未満の場合は20平方メートル以上とすることができる。
  - (2) ワンルーム形式の住戸の居室の天井高は、2.3メートル以上とすること。
  - (3) ワンルーム形式の住戸の数が30戸以上の場合は、管理人室を設置すること。

- (4) ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設けること。
- (5) ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数の自動二輪車等(道路交通法(昭和35年法律105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。)置場を設けること。
- (6) ごみ置場を確保すること。
- (7) 敷地内の空地は、できる限り植栽をすること。
- (8) 隣接する住民のプライバシーに配慮して、必要に応じて目隠し等を設けること。

# (管理に関する基準)

- 第8条 建築主は、ワンルーム建築物を建築しようとする場合は、次の各号に掲げるワンルーム形式の戸数に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合する管理人(建築主等からワンルーム建築物の管理業務の委託を受け、ごみの搬出及び集積場の管理、緊急時の連絡等の業務を行う場合は、当該建築主等を管理人とみなす。以下同じ。)を配置するものとする。ただし、建築主等が、管理人の業務を行う場合は、当該建築主等を管理人とみなす。
- (1) 100戸以上の場合 常時駐在すること。ただし、ごみ収集日を含む週5日以上、かつ1日当たり8時間以上管理人が駐在する場合であって、管理人が不在の時間帯についても管理人による管理と同等の管理が行えると認められるときはこの限りではない。
- (2) 50戸以上100戸未満の場合 ごみ収集日を含む週5日以上、かつ1日当たり8時間以上駐在すること。
- (3) 50戸未満の場合 ごみ収集日を含む週5日以上、かつ1日当たり4時間以上駐在すること。ただし、30戸未満の場合 ごみ収集日その他必要に応じて巡回して管理することができる。
- 2 建築主等は、管理人が不在の場合は、入居者及び近隣住民(以下「関係者」という。) か

らの苦情等に緊急に対応できる管理体制を確保するものとし、その連絡先を記載した緊急連絡先表示板(第5号様式)を、当該ワンルーム建築物の敷地内で関係者が見やすい場所に設置しなければならない。

- 3 建築主等は、近隣に迷惑を及ぼさないようにするため管理規約等を定め、入居者にこれを 遵守させるものとする。
- 4 建築主等は管理に必要な駐車場を確保すること。ただし、ワンルーム形式の住戸の数が3 0戸未満で、当該敷地から近接した場所に駐車施設を確保できる場合などは、この限りでは ない。

# (地域コミュニティの形成)

第9条 建築主等は、地域との良好なコミュニティ形成に取り組むよう努めるとともに、入居者に対して町内会・自治会への自発的な加入等に資する情報を提供するよう努めなければならない。

# (工事完了届)

第10条 第5条の規定により協議をした建築主は、当該協議に係るワンルーム建築物の工事が完了したときは、管理に関する事項を記載した工事完了届(第6号様式)を市長に提出するものとする。

# (管理状況の報告)

- 第11条 建築主等は、市長からワンルーム建築物の管理の状況等について、報告を求められ た場合は、報告を行わなければならない。
- 2 建築主等は、ワンルーム建築物を第三者に転売、譲渡又は転貸する場合は、この要綱の規

定に基づく協議内容等について、当該第三者に承継させなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年6月1日以降に法第6条第1項 の規定に基づく確認の申請を行うものから適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に中高層建築物の建築指導に関する実施細目第4項に基づき標識 設置報告書を提出しているものについては、この要綱は適用しない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する

(経過措置)

2 この要綱は、平成5年10月1日以降、ワンルーム形式集合住宅等建築計画書の提出があったものから適用し、同日前に当該計画書及び標識設置報告書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条及び第7条第4号の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改

正する法律(平成4年法律第82号)附則第3条に規定する告示の日までの間は、同号中「第1種低層住居専用地域,第2種低層住居専用地域」とあるのは「第1種住居専用地域」と、「第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域」とあるのは「第2種住居専用地域」と、「第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域」とあるのは「住居地域」とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成9年10月1日以降、ワンルーム形式集合住宅等建築計画書の提出があったものから適用し、同日前に当該計画書及び標識設置報告書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成16年4月1日以降適用し、同日前に当該計画書及び標識設置報告書の 提出があったものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成21年10月1日以降、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に 規定する確認の申請又は法第18条第2項に規定する計画の通知を行うものから適用する。 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成28年10月1日以降、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に 規定する確認の申請又は法第18条第2項に規定する計画の通知を行うものから適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

	ワンルーム形式集合住宅等建築計画書(変更)									
年 月 日 (あて先)川崎市長 建築主 住所 氏名 電話 ( )									日	
建	築物の名称									
	受物の所在地	 川崎市								
代	理 者 の ・氏名・連絡先		<u> </u>			電	話	(	)	
	計者の						·	<u> </u>	<u> </u>	
住所	・氏名・連絡先					電	話	(	)	
用	途 地 域		井	也域						
	敷 地 面 積		m²	構		造			造	
Ī	建築面積		m²	居室	の天井	高			m	
建	延べ面積		m²	ワン	ノルー	4		m²	戸	
築	高 さ		m	形式	さの 住	戸		$m^2$	戸	
物		地上	階					$m^2$	戸	
の機	階数	地下	階					m²	戸	
要	自転車置場		台	その	他の住	:戸			戸	
	自動二輪車等置場		台	合		計			戸	
	管理用駐車場		台	所	有 形	態	分譲・	賃貸·	その他	
工事	事着 手 予 定 日		年 月	日						
工事	事完了予定日		年 月	日						
廃棄物	物保管施設協議日		年 月	日						
※受付	· 横	協議済		年	月	日				
		備考								

<sup>※</sup>細目第3条に定める図書等を添付し、正本1通、副本1通を提出すること。

ワンルー	·ム形式	集合住	宅	等建	築計画	可のお	知らせ	-	
建築物の名称									
建築物の所在地	川崎市	X							
建築物の用途		戸数		戸数		ルーム		戸 戸	
			構 階 最高の	合	計		戸		
敷 地 面 積				構	造				
建築面積				階	数	地上	階、地下	階	
延 べ 面 積				最高の	高さ				
工事着工予定日	年	月日	1	工事完了	7予定日	年	月	日	
建築主 住所 氏名			·		電話	(	)		
設計者 住所 氏名					電話	(	)		
標識設置年月日	年	月	E	1					
<ul> <li>この標識は、川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱第6条第1項の規定により 設置したものです。</li> <li>この建築計画についての説明を求められる方は、次の連絡先に申し出てください。 (連絡先)住所</li> </ul>									
氏名					電話	(	)		

形 状 縦 60センチメートル以上横 45センチメートル以上

		標 識	設置	Ī				
						年	月	日
(あて先)川崎市	5 長							
			建築主	住所				
				氏名				
				電話	(	)		
				(法人に	あっては、 称、及び代詞	主たる事	務所の所	在
川峽末りいん。	以 <b>士</b> 佐 入什?	之学净领	<b>护第</b> 亚网					
川崎市ワンルーム <del>う</del> おり届け出ます。	<b>下</b> 八果石住。	七寺廷榮	拍导安神	弗 0 宋弗 I	切り規定	により	、伙の	2
<b>4</b> 0 / <b>Ш</b> б / °								
建築物の名称								
建築物の所在地	川崎市	区						
標識設置日		年	月 日					
敷地図(設置場所を明え	 示すること。	)						
連絡先 氏名								
電話	(	)						
※受付欄								

# 第3号様式(裏)

押鉢乳器の単泊写真	
標識設置の状況写真	
<b>  押熱の内容がわかるカローブアップ写真</b>	
標識の内容がわかるクローズアップ写真	

	説	明報告	<b>書</b>				
(あて先)川崎市	ī 長	建築主	住所 氏名 電話	( )		月	日
川崎市ワンルーム	形式集合住宅等建	築指導要綱	(法人にお 地、名利	らっては、主/ な、及び代表者	こる事務 音の氏名		-
建築物の名称							
建築物の所在地	川崎市 区						
説 明 の 内 容							
住所 連絡先 氏名 電話	(	)					
※受付欄							

※配布資料等を添付すること。

第4号様式(裏) 近隣住民への説明の状況

説明日 ・方法	住所・氏名	近隣住民の意見	意見の回答	説明者氏名
7712				

※方法欄には、説明会開催、個別訪問などを記載すること。

# 緊急連絡先表示板

管理人が不在の場合は、下記の緊急連絡先にご連絡ください。

管理責任者」	氏名			
電	話	(	)	

この建築物の管理は、下記の管理人が行っています。

建築物の名称	
住 所	
管理人 氏名	
電話	( )
管理人の駐在時間	時 分 ~ 時 分

形 状 縦 30センチメートル以上横 25センチメートル以上

		工事完了。	届			
( 8	あて先)川崎市長				年	月 日
		建築主	住所 氏名 電話	(	)	
	川崎市ワンルーム形式	集合住宅等建築指導要綱				務所の所在 A かのと
*	らり届け出ます。	来口 压 记 寸 足 来 泪 寻 女 仲	137 I O X3	7 I - 泉 v ノ /yL	L IC &	9 ( D(V) C
Ž	建築物の名称					
Ž	建築物の所在地	川崎市 区				
f	せ 理 者の					
信	主所・氏名・連絡先			電話	(	)
協調	義受付番号及び年月日	第    号		年	月	日
	工事 完 了 日	年 月	日			
管理	管理人の住所・氏名・連絡先	電話()				
に		□ ごみ収集日その他。	必要に応じネ	巡回	*	30戸未満
関土		□ 4時間駐在(	時~	時)	*	50戸未満
する		□ 8時間駐在(	時~	時)	<b>※</b> 1	00戸未満
- 事	管 理 体 制	□ 8時間駐在(	時~	時) かつ		
<del>ず</del>   項		管理システム(シ	ステム名:			)
		※緊急通報体制等	の概要がわれ	かる資料を	添付す	ること。
ir-		□ 常駐				
**	受付欄					

- ※細目第8条第4項に掲げる事項を定めた管理規約等を添付すること。
- ※細目第10条第2項に定める写真を添付すること。
- ※正本1通、副本1通を提出すること。

管理状況報告書								
(あて先)川崎市長				年	月 日	1		
(6) (7) // [4] 117 (2)		建築主等						
			氏名 電話 (	)				
				、主たる事 代表者の氏	「務所の所在 名			
川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱第11条第1項の規定により、次のと おり報告します。								
建築物の名称								
建築物の所在地	川崎市	区						
管 理 人 の 住所・氏名・連絡先								
法人にあっては、事務所の 所在地、名称、及び管理責 任者氏名等を記入			電話	(	)			
協議受付番号及び年月日	第	号	年	月	目			
報告事項								
※受付欄								

# 川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱施行細目

# (趣旨)

第1条 この施行細目は、川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱(61川建調第415号。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (用語の意義)

第2条 この施行細目で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

# (事前協議の添付図書)

- 第3条 要綱第5条第1項及び第3項に規定するワンルーム形式集合住宅等建築計画書 (第1号様式)(以下「建築計画書」という。)には、ワンルーム建築物の付近見取図、 配置図、各階平面図、立面図、断面図、その他必要な図書を添付するものとする。
- 2 前項の図面には、次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1)標識の設置位置
- (2) ワンルーム形式の住戸の位置及び各住戸の専用面積、間取り
- (3) ワンルーム形式の居室の天井高
- (4) 管理人室の位置
- (5) 自転車及び自動二輪車の駐車場の位置、規模及び台数
- (6) 廃棄物保管所及び持ち出し場所の位置
- (7) 緊急連絡先表示板の設置位置
- (8) 管理に必要な駐車場の位置
- (9) 目隠し等の位置

- (10) 隣接する住民の範囲
- (11) その他必要な事項
- 3 要綱第5条第3項に規定する建築計画書には、前項に掲げる事項のうち当該変更に係る事項を明示した図書を添付するものとする。
- 4 第1項及び第3項の建築計画書及び添付図書等の提出部数は、正本1通、副本1通と する。

# (標識設置届)

第4条 要綱第6条第2項に規定する標識を設置した場合においては、総合調整条例第1 3条第2項又は紛争調整条例第9条第3項の規定による届出の写しを、要綱第6条第1 項の標識設置届に代えて提出するものとする。

# (隣接する住民の範囲)

第5条 要綱第6条第4項に規定する隣接する住民は、ワンルーム建築物の敷地境界線からの水平距離で10メートル以内にある敷地の所有者又はその敷地内の建築物の所有者 若しくは占有する者とする。

# (住民説明会等)

- 第6条 要綱第6条第4項で規定する説明の内容とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 建設予定地の位置、形状及び面積
- (2) ワンルーム建築物の配置、規模及び構造
- (3) ワンルーム建築物の工事予定期間及び工法
- (4) 建設予定地の周辺への安全対策

- (5) ワンルーム建築物の管理に関する事項
- (6) 隣接する住民のプライバシー配慮に関する事項
- 2 要綱6条4項に規定するその他適切な方法とは、戸別訪問等によるものとする。
- 3 総合調整条例第14条又は紛争調整条例第10条に規定する説明において前項各号の 説明をした場合は、総合調整条例第17条第1項又は紛争調整条例第11条第1項に規 定する説明報告書の写しを要綱第6条第4項の説明報告説明報告書に代えて提出するも のとする。

# (建築に関する基準)

第7条 要綱第2条第2号に規定する専用面積は、壁の中心線で算定するものとする。

- 2 要綱第2条第2号及び第7条第3号に規定する管理人室は、次の各号に掲げるものと する。
- (1) 主要な出入口を見通す場所に設置すること。
- (2) 管理人室である旨を表示すること。
- (3) 受付窓、便所その他管理業務に必要な設備を設けること。
- 3 要綱第7条第4号に規定する自転車置場の一車両あたりの規模は、2.0メートル× 0.6メートル以上とする。ただし、ラック式等特殊な装置を用いて同等の機能が確保 できる場合はこの限りではない。
- 4 要綱第7条第5号に規定する自動二輪車等置場の一車両あたりの規模は、2.3メートル×1.0メートル以上とする。
- 5 要綱第7条第4号及び第5号による設置義務台数の算出に際して端数が生じた場合は、 切り上げとする。
- 6 要綱第7条第6号に規定するごみ置場に関しては、事前に川崎市廃棄物の処理及び再

生利用等に関する条例第33条第1項の規定に基づき環境局と協議するものとし、協議 書の写しを提出するものとする。

# (管理に関する基準)

- 第8条 要綱第8条第1項第1号に規定する同等の管理とは、夜間を含む管理人不在時に 連絡を受け、緊急事態に対応することができる緊急通報体制などが確立されていると認 められる場合とする。
- 2 建築主は前項の緊急通報体制等の概要がわかる資料を要綱第10条に規定する工事完 了届出に添付するものとする。
- 3 要綱第8条第2項に規定する緊急連絡先表示板には、次の事項を記載し、主に使用する出入口付近で外部から見やすい場所に、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するものとする。
- (1) 管理人不在時の緊急連絡先の電話番号
- (2) ワンルーム建築物の名称
- (3) 管理人の住所、氏名及び電話番号
- (4) 管理人の駐在時間
- 4 要綱第8条第3項に規定する管理規約等には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 近隣路上での自転車、自動車等の違法駐車の禁止に関すること。
- (2) ごみの収集日及び指定場所以外の搬出の禁止に関すること。
- (3) 町内会・自治会への協力に関すること。
- (4) 入居者、近隣住民等に対して迷惑をかける行為の禁止に関すること。
- (5) 危険物の持ち込み禁止に関すること。

- (6) 法令、管理規約等に違反した入居者に対する措置に関すること。
- (7) その他、管理規約等で定める事項の遵守に関すること。

# (地域コミュニティ)

- 第9条 要綱第9条に規定する地域との良好なコミュニティ形成を図るには、当該ワンルーム建築物の入居者が地域との良好な関係を築く必要があることから、建築主等は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。
- (1) 町内会・自治会が行う防災、防犯その他の地域活動に関する情報の入居者への周知
- (2) 町内会・自治会への自発的な加入又は町内会・自治会の自主的な設立に資する情報 の入居者への提供
- (3) その他、当該地域との良好な関係性の構築に必要な協力

# (工事完了届の添付図書)

- 第10条 要綱第10条に規定する工事完了届には、写真及び管理規約等を添付するものとする。
- 2 前項の写真は、次に掲げる事項がわかるものとする。
- (1) 管理人室の表示、受付窓、便所その他管理業務に必要な設備の設置状況
- (2) 要綱第7条第4号及び第5号に規定する自転車置場及び自動二輪車等置場の台数及び寸法
- (3) 廃棄物保管所及び持ち出し場所等の設置状況
- (4) 緊急連絡先表示板の設置状況及び記載内容
- 3 第1項の工事完了届及び添付図書等の提出部数は、正本1通、副本1通とする。

附 則

この施行細目は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年6月1日以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この施行細目は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この施行細目は、平成5年10月1日以降、ワンルーム形式集合住宅等建築計画書の 提出があったものから適用し、同日前当該建築計画書及び標識設置報告書の提出があっ たものについては、なお、従前の例による。

附 則

この施行細目は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この施行細目は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この施行細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この施行細目は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この施行細目は、平成28年9月1日から施行する。